

平成28年4月1日 環政計発第1604013号
改正 平成29年3月17日 環政計発第1703176号
改正 平成30年3月29日 環政計発第1803291号
改正 平成31年 月 日 環政計発第 号

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付要綱を次のとおり改正する。

平成31年 月 日

環境大臣 原田 義昭

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）
交付要綱（案）

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令（以下「法令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づくエネルギー起源CO₂の排出削減に係る企画・実行・評価・改善のための体制の下、省エネルギー設備等の導入を行う事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の一部を補助する事業に補助金を交付することにより、地方公共団体が保有する施設の省エネルギー化を促進し、もって政府の地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）に掲げる温室効果ガス削減目標の達成への貢献を通じた低炭素社会の実現に資することを目的とする。

（交付の対象等）

第3条 この補助金は、非営利型法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第9号の2に定める一般社団法人・一般財団法人）その他の非営利法人（補助金に対して法人税が課されることとなる法人を除く。）が地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業実施要領（平成28年4月1日付け環政計発第1604014号）に基づく間接補助事業を実施する者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、補助金を財源とする給付金を交付する事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助事業の実施に要する補助対象経費の区分及び内容は、別表のとおりとし、別表第1欄の区分ごとに算出した別表第2欄の補助対象経費の額に、別表第3欄の補助率を乗じて得た額を予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を環境大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更申請)

第5条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

(交付の決定の通知)

第6条 大臣は、第4条第1項の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第4条第1項の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に届け出なければならない。

二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第5条に定める手続によるものとする。

ア 別表第一欄の区分に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、

各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。

四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して承認を受けなければならない。

五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。

六 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。

七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。

八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

九 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告しなければならない（ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。）。大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十 補助事業者は、間接補助事業者の間接補助金（補助金を財源として間接補助事業者に交付する給付金をいう。以下同じ。）を交付するときは、前九号に準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

ア 補助事業者は、間接補助事業の完了によって間接補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、間接補助金の交付の目的に反しない場合に限り、間接補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、間接補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。

イ 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業者が別に定める様式による取得財産等管理台帳を備え、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

ウ 間接補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに間接補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、補助事業者の承認を受けずに、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、補助事業者が定める期限内に納付がない

場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十一 前号イ及びウにより付した条件に基づき補助事業者が承認又は指示を与える場合には、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。

十二 補助事業者は、第十号により付した条件に基づき、間接補助事業者から間接補助金相当額の全部又は一部の納付があった場合には、大臣に報告し、大臣はその納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に大臣に書面をもって取り下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第9条 大臣は、第7条第六号の規定による報告書及び次項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令、本要綱、実施要領（以下「法令等」という。）、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 大臣は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者若しくは間接補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第10による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式第11による年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者が第1項の完了実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、大臣は期限について猶予することができる。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書（第5条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第12による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない

場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合においては、財務大臣との協議を経て概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第13による精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 大臣は、第7条第四号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

一 補助事業者又は間接補助事業者が、法令等又は法令等に基づく大臣若しくは補助事業者の処分若しくは指示に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合又は間接補助事業者が間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者又は間接補助事業者が、補助事業又は間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業又は間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業又は間接補助事業を遂行することができない場合(補助事業者又は間接補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第11条第3項の規定を準用する。

(間接補助金の交付規程の承認)

第14条 補助事業者は、補助事業の開始前に、補助事業を本要綱の規定に従い行うために、間接補助金の交付の手續等について交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするとき(ただし、軽微な変更である場合を除く。)も同様とする。

(間接補助金の交付)

第15条 補助事業者は、間接補助金の交付を行うため、第12条第1項ただし書に規定する概算払により補助金の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に交付しなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第16条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第17条 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、環境省総合環境政策統括官が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成29年3月17日から施行する。
2. この要綱による改正後の規定は、平成29年度予算に係る補助金から適用し、平成28年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱は、平成30年3月29日から施行する。
2. この要綱による改正後の規定は、平成30年度予算に係る補助金から適用し、平成29年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1. この要綱は、平成31年 月 日から施行する。
2. この要綱による改正後の規定は、平成31年度予算に係る補助金から適用し、平成30年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表

1. 区分	2. 補助対象経費	3. 補助率
事業費	間接補助事業に要する経費	定額
事務費	報酬、人件費、社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、使用料及賃借料、会議費、役務費、委託料及び租税公課並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	定額

交付要綱様式等

- 様式第1 交付申請書（第4条関係）
 - 別紙1 実施計画書
 - 別紙2 経費内訳
- 様式第2 変更交付申請書（第5条関係）
- 様式第3 交付決定通知書（第6条関係）
- 様式第4 変更交付決定通知書（第6条関係）
- 様式第5 計画変更承認申請書（第7条関係）
- 様式第6 中止（廃止）承認申請書（第7条関係）
- 様式第7 遅延報告書（第7条関係）
- 様式第8 遂行状況報告書（第7条関係）
- 様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7条関係）
- 様式第10 完了実績報告書（第10条関係）
- 様式第11 年度終了実績報告書（第10条関係）
- 様式第12 交付額確定通知書（第11条関係）
- 様式第13 精算（概算）払請求書（第12条関係）

注 補助事業の実施期間内において国の会計年度が終了したときは、翌年度以降における各様式の名称を「平成〇〇※₁年度（△△※₂年度への繰越分）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）」と変更して取り扱うこと。

※₁〇〇は補助金交付年度、※₂△△は当該年度

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

年度（平成 年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付申請書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付要綱第4条第1項の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 金 円
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 3 補助事業に要する経費
別紙2 経費内訳のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日
年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 その他添付書類
（1）定款
（2）直近2年間の事業報告及び決算報告又は事業計画及び収支予算
（3）補助事業の実施体制を明らかにした書類

※交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略可。

実施計画書

事業実施代表者	氏 名 役 職 所 在 地 TEL/FAX/E-mail	
事業実施担当者	氏 名 役 職 所 在 地 TEL/FAX/E-mail	
経理責任者	氏 名 役 職 所 在 地 TEL/FAX/E-mail	
事業の主たる 実施場所		
事業の内容	* 間接補助事業の募集から間接補助金の支払までの事業の具体的な内容を記載する。	
事業実施のスケジュール	* 「事業の内容」に記載した内容に関するスケジュールを記載する。	

経費内訳

(単位：円)

(1) 補助対象経費 の区分	(2) 補助事業に要 する経費	(3) 補助対象経費の額(交 付申請額)	(4) 積算内訳	備考
事業費				
事務費				
合 計				

様式第2（第5条関係）

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

年度（平成 年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）について、
下記のとおり交付申請を変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方
公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付要綱第5条第1項の規定により関係書類
を添えて申請します。

記

- 1 国庫補助変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由
（注）具体的に記載する。

注1 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

2 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別
紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載す
ること。

年度（平成 年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

年 月 日

環 境 大 臣 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、補助金の額が変更される場合は、別に通知するところによる。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付要綱（平成31年 月 日環政計発第 号。以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

体カーボン・マネジメント強化事業)は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に該当するものと判断する。

年度（平成 年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）については、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付要綱（平成31年 月 日付け環政計発第 号。以下「交付要綱」という。）第6条第1項の規定により、平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

年 月 日

環 境 大 臣 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助事業に要する経費	金	円	変更前補助金の額	金	円				
変更後補助事業に要する経費	金	円	変更後補助金の額	金	円				
増	減	額	金	円	増	減	額	金	円
- 3 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第5条第2項において準用する第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

7 年度（平成 年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

年度（平成 年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の計画を
下記のとおり変更したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体
カーボン・マネジメント強化事業）交付要綱第7条第三号の規定により関係書類を添えて申
請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

注1 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載し
て添付すること。

- 2 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に
（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第6（第7条関係）

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

年度（平成 年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）を下記の
とおり中止（廃止）したいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体
カーボン・マネジメント強化事業）交付要綱第7条第四号の規定により関係書類を添えて
申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 4 中止（廃止）後の措置

注 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第1の別紙2に交付
決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添
付すること。

様式第7（第7条関係）

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

年度（平成 年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の遅延に
ついて、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント
強化事業）交付要綱第7条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

注1 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付す
ること。

2 「2 遅延に係る金額」については、その金額とともに、事業費と事務費の内訳を
記載すること。

様式第8（第7条関係）

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

年度（平成 年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の遂行状
況について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメ
ント強化事業）交付要綱第7条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

補助対象経費 の区分	交付決定額 (円)	実施額(円)	遂 行 状 況
事業費			
事務費			
合 計			

※様式第8は参考書式であり、補助事業者は第7条第6号による報告を求められた場合には、随時必要な項目を報告すること。

様式第9（第7条関係）

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

年度（平成 年度）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）について、
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）
交付要綱第7条第九号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（要綱第11条第1項による額の確定額）

円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税
額

円

注 別紙として積算の内容を添付すること。

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

年度（平成 年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）を完了（中
止・廃止）しましたので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボ
ン・マネジメント強化事業）交付要綱第10条第1項の規定に基づき下記のとおり報告し
ます。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（ 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 2 補助事業の実施状況
（1）補助事業の内容

（2）補助事業の効果
* 間接補助事業毎の二酸化炭素削減量を合算した数値を記載すること。
- 3 補助金の経費実績
別紙のとおり
- 4 その他参考資料（領収書等含む）

経費実績

(単位：円)

交付決定内容		経費実績			(6) 補助金以外の 収入額
(1) 補助対象経費 の区分	(2) 補助交付決定 額	(3) 流用増減額	(4) 補助対象経費 の額 (2) + (3)	(5) 補助金所要額 = (4)	
事業費					
事務費					
合 計					

(7) 改 補助金所要額 (5) - (6)	(8) 補助金受領済 額	(9) 過不足額 (8) - (7)	備考

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

年度（平成 年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の 年
度における実績について、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボ
ン・マネジメント強化事業）交付要綱第10条第2項の規定に基づき下記のとおり報告し
ます。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（ 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

2 補助事業の実施状況

* 繰越承認を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

3 補助金の経費所要額実績
別紙のとおり

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費 支払実績額	(4)補助金 受入額	(5)補助事業に 要する経費 (1) - (3)	(6)補助金 所要額 (2) - (4)

年度（平成 年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）については、年 月 日 付け 第 号の完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第15条の規定により通知する。

年 月 日

環 境 大 臣 印

記

確 定 額 金 円

（超過交付額が生じた場合の記載例）

超過交付となった金 円については、適正化法第18条第2項の規定により別途送付する国庫納付通知書に記載する期日までに返還することを命ずる。

なお、国庫納付通知書に記載する期限内に完納できないときは、納入期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付金額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を併せて納付しなければならない。

環 境 大 臣 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

年度（平成 年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）精算（概算）払請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）の精算払（概算払）を受けたいので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）交付要綱第12条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
2 請求金額の内訳

（概算払の場合）

（単位：円）

補助対象経費の区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④－⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④＝②＋③		
計						

（精算払の場合）

（単位：円）

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①－②

- 3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義
4 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）